

武蔵野市国民健康保険条例の一部改正について（議案第14号資料）

1 条例改正の理由

以下の理由により、所要の改正を行う。

(1) 税率等の改正

本市の国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和6年度改定版）に基づき、令和8年度以後の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の所得割率、均等割額及び賦課限度額の改正を行う。

(2) 保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の制定

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布されたことに伴う子ども・子育て支援金制度の創設等を踏まえ、子ども・子育て支援納付金課税額を制定する。

2 改正の内容

(1) 税率等の改正

ア 被保険者均等割額の改正（第10条、第12条関係）

項目	改正前	改正後	参考 標準保険料率
基礎（医療）分	31,000円	33,000円	47,592円
後期高齢者支援金等分	11,300円	12,500円	18,438円
介護納付金分	13,600円	15,000円	18,487円

イ 被保険者所得割率の改正（第9条、第11条関係）

項目	改正前	改正後	参考 標準保険料率
基礎（医療）分	5.62%	5.79%	7.63%
後期高齢者支援金等分	1.95%	2.09%	2.98%
介護納付金分	1.65%	1.84%	2.53%

ウ 賦課限度額の改正（第8条、第16条第1項関係）

項目	改正前	改正後	参考 法定賦課限度額
基礎（医療）分	65万円	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	（改正なし）	17万円

※標準保険料率は、令和8年度確定係数に基づく区市町村標準保険料率

※法定賦課限度額は、地方税法第703条の4第37項に規定する政令で定める金額であり、令和8年4月1日施行予定

(2) 保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の制定

ア 被保険者均等割額（第10条関係）

子ども・子育て支援納付金分 1,800円

（参考 標準保険料率 1,894円）

イ 18歳以上被保険者に係る均等割額（第12条の2関係）

18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金分 100円

（参考 標準保険料率 88円）

ウ 所得割率（第9条関係）

子ども・子育て支援納付金分 0.30%

（参考 標準保険料率 0.30%）

エ 賦課限度額（第8条、第16条第1項関係）

子ども・子育て支援納付金分 3万円

（参考 法定賦課限度額 3万円）

※低所得者に係る均等割額の軽減額については、第16条第1項に規定する。

※未就学児に係る均等割額の軽減額については、第16条第2項に規定する。

※産前産後期間の均等割額及び所得割額の減額については、第16条第3項に規定する。

※18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額の減額については、第16条第4項に規定する。

3 世帯構成・世帯所得別の保険税額の見込み

別紙参照

4 武蔵野市国民健康保険運営協議会の答申

2の内容について、本市の国民健康保険運営協議会に諮問し、令和7年12月24日及び本年1月9日における審議のうへ、答申をいただいた。答申において、「近年では最大の改定幅となる国民健康保険税の税率及び賦課限度額の更なる引き上げは、被保険者の生活への影響が大きい。被保険者の経済実態を鑑み、機械的な引き上げにならないように慎重かつ柔軟に対応するよう配慮すべきである。なお、国民健康保険制度が被保険者にとって持続可能な社会保障制度となるために、実態把握に努め、国、東京都に対して財政責任を果たすよう引き続き求めるべきである。」とのご意見をいただいている。

5 施行期日等

令和8年4月1日（令和8年度以後の年度分の保険税について適用）